

放射光ビームライン・装置及び関連施設の管理・運営に係る

労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

関西光量子科学研究所

放射光科学研究センター 装置・運転管理室

1. 件名 放射光ビームライン・装置及び関連施設の管理・運営に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）がその中長期計画の達成のために利用する、大型放射光施設 SPring-8 に設置された QST 専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設の管理と運営に係る作業に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

(1) QST の専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設の保守・管理に係る作業

- ①運転・保守計画の検討と計画管理
- ②定期保守・定期検査作業
- ③専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設の技術情報に係る文書作成・文書管理
- ④故障発生時の機器・部品交換補助
- ⑤異常時の対応（必要に応じて業務時間外の対応を含む）

(2) QST の専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設利用者への実験支援に係る作業

- ①高圧ガス及び寒剤の発注、高圧ガスボンベの交換及び管理
- ②一般及び産業廃棄物の分別・廃棄
- ③重量物等の移動・搬出入
- ④光学系・装置の調整補助
- ⑤電気設備の点検等の補助

(3) QST の専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設の運用に係わる物品・予算管理及び調達業務に係る作業

- ①物品保管、予算執行状況の管理
- ②役務・物品等の購入依頼書の起票に係る仕様書の作成、見積書の取得、発注作業

(4) QST の専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設の利用実績集計等に係る業務

- ①QST 専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設の利用実績集計等
- ②利用実績集計に基づく報告書等の作成補助

(5) QST の専用ビームラインの改修・改造およびビームライン装置の新規設置・改造に関わる補助業務

- ①スケジュール調整・管理
- ②上記に係る各種調査、施工業者との調整・連絡
- ③重量物等の移動・搬出入の作業

(6) 安全管理に係る補助

- ①QST 専用ビームライン及びビームライン装置、関連施設の安全管理補助
- ②所属課室の安全管理補助

(7) 上記業務に必要な以下の作業

- ①専用ビームライン責任者、装置担当者、装置・運転管理室員の業務補助
- ②調査、他部署との協議・調整・連絡
- ③会議・打合せへの参加及びその準備

(8) その他上記の付隨的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。なお、付隨的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の1日又は1週間当たりの就業時間の1割以下とする。

4. 必要な要件

- (1) 放射線管理区域内での業務が可能であること。(派遣開始前に必要な教育・健診が完了していること。)
- (2) 放射光ビームラインの設備又は同程度と認められる設備等の管理・運転・保守いずれかの経験を有すること。
- (3) 光学系、制御系、電子・電気系、機械系、冷却系、(高)真空系など、放射光ビームラインを構成する多様な技術分野において、何れかに該当する知識又は経験を有すること。
- (4) 前項の多様な技術分野における専門文書(完成図書・マニュアル等)の理解及び QST 担当者、設備機器メーカー等との協議・調整能力を有すること。
- (5) 上記業務を遂行する上で必要となる文書及び図を、パソコンソフト(MS-Word/Excel/PowerPoint 等)を用いて作成することが可能であること。
- (6) 高等学校以上の理工系の学科の卒業資格を有することが望ましい。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

(1) 関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室

(組織の長:装置・運転管理室長)

住所: 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1 大型放射光施設 SPring-8 内

QST 専用ビームライン(BL11XU、BL14B1)

放射光物性研究棟及びその付属の機械棟・萌光館

(2) 派遣労働者の自宅その他 QST が認めた場所(ただし、QST 職員が指示した日に限る。)

- ・派遣労働者が在宅勤務にて業務を実施する日については、QST 職員が前日までに指示する。
- ・在宅勤務中における派遣労働者の就業状況については、QST 職員が必要に応じて確認することができる。
- ・派遣労働者は、在宅勤務にて業務を実施した日に限り、16.提出書類に加えて、別途テレワーク日報(様式あり)を提出する。

7. 組織単位

関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室

8. 指揮命令者

関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室長

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、お盆期間(8 月 13 日～8 月 16 日)、その他 QST が指定する日(以下、「休日」という。)を除く毎日。ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間: 9 時 00 分から 17 時 30 分(休憩時間 60 分含む。)

(2) 休憩時間: 12 時 00 分から 13 時 00 分まで

・必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

・派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

関西光量子科学研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者もしくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別:

・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」。

・派遣労働者を「60 歳以上の者に限定しない」。

15. 服務等

・一般健康診断(特定健康診断、特定業務従事者の健康診断)については、派遣元が負担すること。

・特殊健康診断については、QST が負担する。

・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数: 「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部提出)

(1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)

※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報は黒塗りとすること。

(6) 仕様書「4.必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(派遣開始前までに)

(7) その他契約上必要となる書類

※上記(4)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)。また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により、本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払を行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、4月1日の始業前に、派遣労働者が放射線業務従事者として登録するために必要な放射線安全教育(業務後、QST が実施すべき科目を除く。)の受講と電離放射線検診を受診させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ①在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ②①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管および管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の推進等に関する法律)に適合する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

(要求者)

部課(室)名:関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター

装置・運転管理室

氏 名:菅原 健人

以 上